

基安労発 0805 第 2 号
令和 8 年 8 月 5 日

都道府県労働局労働基準部
健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

自動車運送事業者を対象としたドライバーのスクリーニング検査に係る
費用の助成制度の周知について（協力依頼）

本年度、国土交通省において、自動車運送事業者による運転者の健康起因事故防止を推進するための取組に対する支援のため、令和 8 年度「被害者保護増進等事業費補助金」（※）において、脳MRI 検診等に係る費用の補助が開始されたところである。

については、別添のとおり関係団体宛て周知したところであり、本件了知いただくとともに、貴職におかれても、このような助成制度について、自動車運送事業者への指導時や関連団体への挨拶の際等の機会を捉え、本件の周知について遺漏なきを期されたい。

なお、当該助成制度の申請受付期間は、令和 9 年 1 月 29 日（金）17 時までとなっているため、併せてご留意いただきたい。

※令和 8 年度被害者保護増進等事業費補助金ホームページ
<https://hogo-zoushin.jp/>

<参考>

- ・「令和 8 年度被害者保護増進等事業費補助金 自動車運送事業者の安全対策補助金」（リーフレット）
- ・「ドライバーのスクリーニング検査の支援を開始します」（リーフレット）